

## 不正行為防止への取組みについて

### (1) 本学構成員向け研修について

本学の構成員は、次の3つの教育の研修を受けなければならない。

また、ルールを遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。

#### 1) 研究倫理教育

本学の構成員に求められる倫理規範を修得等するための教育。

#### 2) コンプライアンス教育

競争的資金等の不正防止対策の理解や意識を高め、不正に関する方針及びルール等を修得するための教育。

#### 3) 安全保障貿易管理教育

安全保障貿易管理について、法令に則した対応を行い、どのようなことに注意すべきか等を整理し、自主管理体制の構築・運用・対応を修得するための教育。

### (2) 不正行為に係る調査・審理・判定の取扱いについて

不正行為の告発を受けたときの取扱いは、次のとおり。

#### 1) 不正行為に係る調査・審理・判定

研究倫理委員会のもと、不正行為を取扱う委員会は、次の①～③とする。

①予備調査委員会

②調査委員会

③不服審査委員会

#### 2) 不正行為に係る裁定

不正行為の裁定は研究倫理委員会の議を経て学長が行う。

#### 3) 不正行為に係る処分

不正行為の懲戒は懲戒委員会の議を経て理事長が行う。

### (3) 内部監査

学長のもとに内部監査委員会を置き、次のとおり内部監査を実施する

#### 1) 毎年度定期的に予算執行を把握し、研究計画の遂行状況を確認する。

#### 2) 競争的資金等の管理体制の不備を検証する。

#### 3) 不正防止のためのリスクアプローチ監査を行う。

### (4) 競争的資金等の運営・管理について

本学における競争的資金等の取扱いは、次のとおり。

#### 1) 競争的資金等の取扱い権限

競争的資金等の取扱い権限の最高管理責任者は学長とし、統括管理責任は学長が

指名する副学長（研究倫理委員会委員長）、統括管理副責任者は研究推進機構長、コンプライアンス推進責任者は各研究科長、学部長、研究所長とする。（図A参照）

なお、その事務処理は、総務部、財務部、管財部、学務部、研究推進事務部及び当該競争的資金等の管理部署で取扱う。

#### 2) 競争的資金等の物品管理

競争的資金等により物品等（消耗品を含む。）を購入する場合は、「学校法人中部大学固定資産及び物品調達規程」に準拠する。

#### 3) 競争的資金等により雇用する研究員の出退勤管理

競争的資金等により雇用された研究員は、出勤・業務日誌を、担当教員の押印後毎月初めに研究支援課へ提出しなければならない。

#### 4) 競争的資金等による出張管理

競争的資金等による出張旅費等は、「出張・旅費規程」に準拠する。

#### 5) 取引停止

競争的資金等による物品等の購入の際に、不正な取引に関与した業者は、学校法人中部大学固定資産及び物品調達規程第8条により、取引停止といった処分を受けることがある。

従って、取引業者にも不正対策に関する方針及びルール等を周知し、誓約書等の提出を求める。

#### 6) モニタリングの実施

不正対策としてモニタリングを実施する。競争的資金等の適正な運営・管理のため不正防止計画の一環として、また、体制整備の充実に資するために実施する。

#### 7) 競争的資金等の使用に関する相談窓口等

研究者が競争的資金等を使用する際の相談窓口を、研究推進事務部及び当該競争的資金等の管理部署に設置する。

また、違法行為の抑制・業務の適法化のための告発窓口は、研究倫理委員会委員長とする。

競争的資金等に係る不正の告発があった場合には、「中部大学研究倫理委員会規程」により措置する。（図B参照）

### (5) 研究上の不正行為に関する取扱いについて

本学において行われる研究について不正行為が生じた場合の取扱は、次のとおり。

#### 1) 不正行為の取扱い権限

研究活動に係る不正防止の体制は、最高管理責任者は学長とし、統括管理責任者は学長が指名する副学長（研究倫理委員会委員長）、統括管理副責任者は研究推進機構長、研究倫理教育責任者は各研究科長、学部長、研究所長とする。（図A参照）

#### 2) 不正行為となる対象者

本学の構成員(本学の教職員及び学生等をいう。以下同じ。)又は本学の構成員で

あった者で在籍中に、次の①～③を行った者

- ①捏造・・・存在しないデータ、研究成果等を作成すること。
- ②改ざん・・・研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- ③盗用・・・他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

3) 疑惑への説明責任

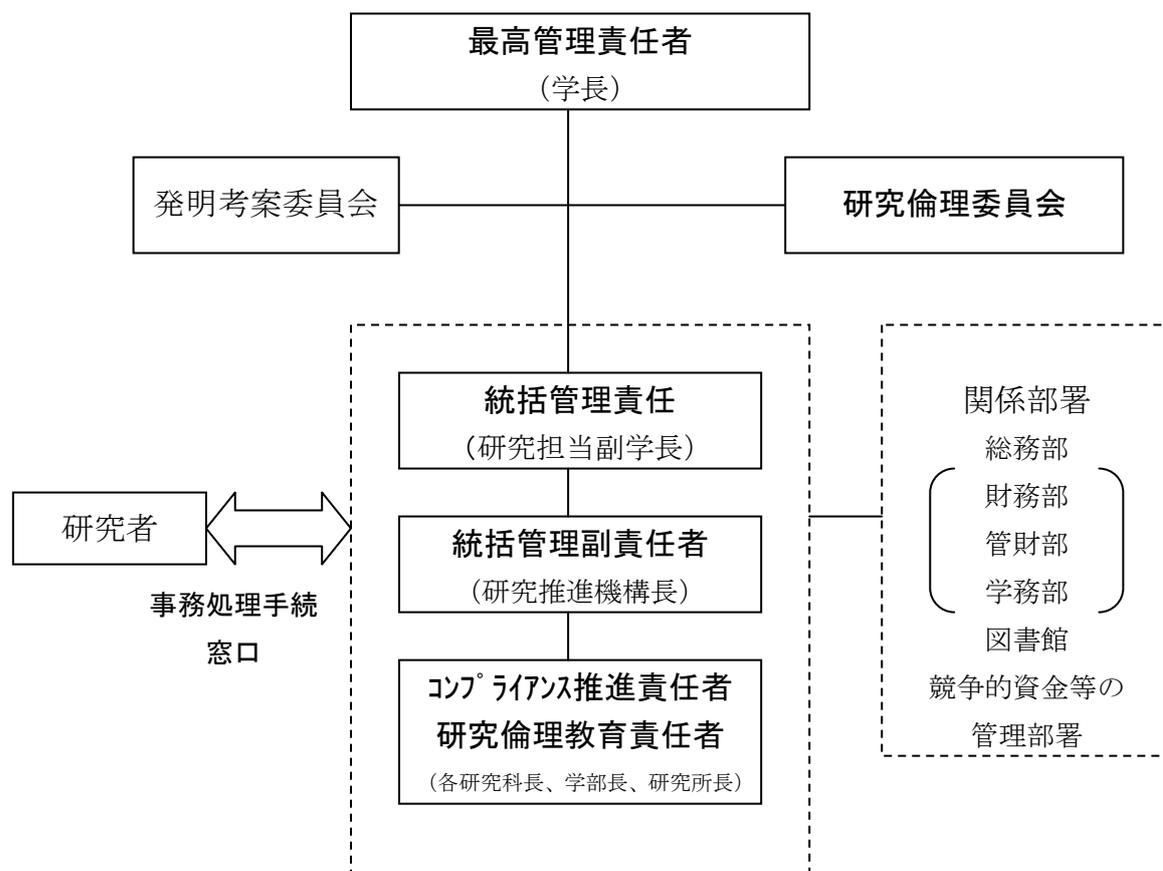
本学の構成員は、不戒行為の告発を受けたときは、告発された事案に対して、自己の責任において、科学的根拠を示して説明しなければならない。

4) 研究・調査データ等の保存・開示義務

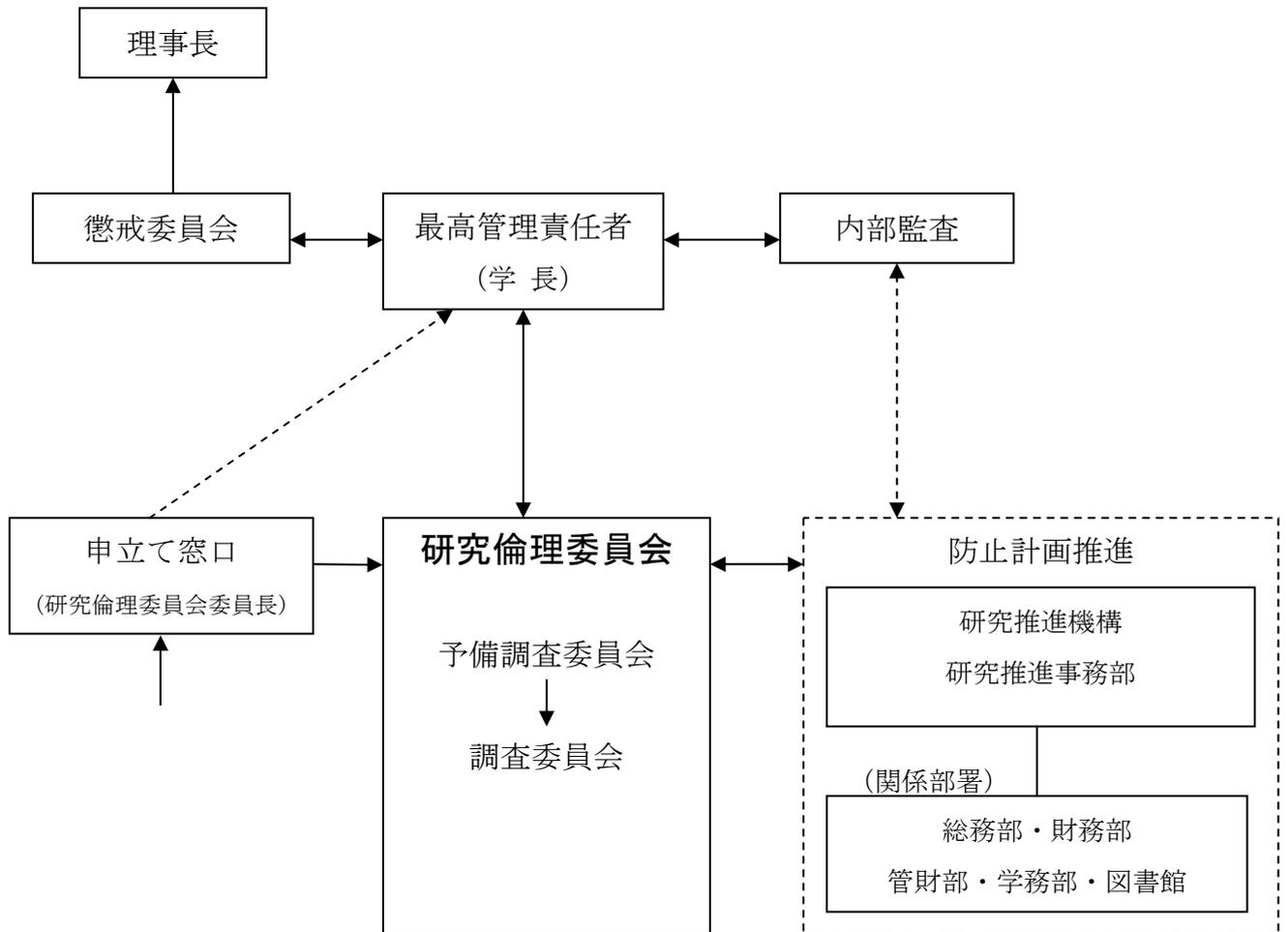
本学の構成員には、研究成果の発表後10年間は研究・調査データ、資料等を保存し、必要な場合に開示することを義務付ける。

研究活動に係る不正の告発があった場合には、「中部大学研究倫理委員会規程」により措置する。(図B参照)

<図A：競争的資金等の運営・管理について>



<図B：不正に係る調査体系>



◎関連規程

- ・ 中部大学における研究者の行動規範
- ・ 中部大学研究倫理委員会規程
- ・ 中部大学競争的資金等の運営及び管理の取扱規定
- ・ 中部大学研究上の不正行為に関する取扱規定
- ・ 中部大学競争的資金等に係る内部監査委員会規程
- ・ 学校法人中部大学管理規則（職務に関すること）
- ・ 学校法人中部大学就業規則第 34 条（懲戒に関すること）
- ・ 服務規程
- ・ 出張・旅費規程
- ・ 学校法人中部大学固定資産及び物品調達規程（物品調達・取引停止に関すること）